

利根町教育委員会定例会会議録

令和2年7月28日 午後3時30分開会

1. 出席委員

教 育 長	海老澤 勤 君
教育長職務代理者	武 谷 昭 子 君
委 員	佐 藤 忠 信 君
委 員	石 井 豊 君
委 員	長 岡 純 子 君

1. 欠席委員

な し

1. 出席事務局職員

学校教育課長	青 木 正 道 君
指 導 室 長	池 田 恭 君
生涯学習課長	久保田 政 美 君
学校教育課長補佐	宮 本 正 裕 君
学校教育課係長	坂 本 美 奈 君
学校教育課主任	谷 茉 穂 君

1. 議 事 日 程

議 事 日 程

令和2年7月28日（火曜日）

午後3時30分開会

- 日程第1 報告第18号 利根町立学校管理規則の一部を改正する規則の専決処分について
- 報告第19号 利根町就学ランドセル支給事業実施要綱の一部を改正する告示の専決処分について
- 報告第20号 指定学校変更の専決処分について
- 報告第21号 利根町英語検定料補助金交付要綱の制定について

- 報告第 22 号 利根町教育委員会後援名義の使用承認について（令和 2 年 6 月分）
- 日程第 2 議案第 33 号 利根町図書館管理運営規則の一部改正について
議案第 34 号 令和 3 年度使用小学校教科用図書の採択について（継続採択）
議案第 35 号 令和 3 年度使用中学校教科用図書の採択について
議案第 36 号 令和 3 年度使用小学校特別支援学級（知的障害）教科用図書の採択について
議案第 37 号 令和 3 年度使用中学校特別支援学級（知的障害）教科用図書の採択について
- 日程第 3 その他

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 報告第 18 号 利根町立学校管理規則の一部を改正する規則の専決処分について
報告第 19 号 利根町就学ランドセル支給事業実施要綱の一部を改正する告示の専決処分について
報告第 20 号 指定学校変更の専決処分について
報告第 21 号 利根町英語検定料補助金交付要綱の制定について
報告第 22 号 利根町教育委員会後援名義の使用承認について（令和 2 年 6 月分）
- 日程第 2 議案第 33 号 利根町図書館管理運営規則の一部改正について
議案第 34 号 令和 3 年度使用小学校教科用図書の採択について（継続採択）
議案第 35 号 令和 3 年度使用中学校教科用図書の採択について
議案第 36 号 令和 3 年度使用小学校特別支援学級（知的障害）教科用図書の採択について
議案第 37 号 令和 3 年度使用中学校特別支援学級（知的障害）教科用図書の採択について
- 日程第 3 その他

午後 3 時 30 分開会

- 教育長（海老澤 勤君） お忙しい中、お集まりくださりましてありがとうございます。
ただいまより、令和 2 年 7 月の教育委員会定例会を開催いたします。
今日ご審議いただく議案は、専決処分を含む報告が 5 件、議案 5 件の計 10 件でございます。
議題に入ります前に、報告第 20 号 指定学校変更の専決処分につきましては、個人情報保護の観点から、また、議案第 34 号から議案第 37 号までの教科用図書の採択につきまし

ては、教科用図書採択の公正確保及び適切な審議環境を整える観点から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項のただし書に基づき、非公開にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） 異議なしのお声がありました。ただいまご承認いただきましたので、報告第20号 指定学校変更の専決処分及び議案第34号から議案第37号までの教科用図書の採択につきましては、非公開といたします。

○教育長（海老澤 勤君） 日程第1, 報告第18号 利根町立学校管理規則の一部を改正する規則の専決処分についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

○学校教育課長（青木正道君） それでは、報告第18号 利根町立学校管理規則の一部を改正する規則の専決処分につきましてご説明いたします。

利根町教育委員会事務専決規程第2条第1項ただし書の規定により、別紙のとおり専決いたしましたので、同条第2項の規定により報告をし、承認を求めますのでございます。

1枚ページおめくりください。

提案理由にもございますように、公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に伴い、教職員の時間外勤務の上限を教育委員会規則に反映させるため提案するものでございます。

また、新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休校による授業時間数を確保するため、学校管理規則の附則に特例規定を設け、令和2年度に限り夏季休業期間を変更したいので、併せて提案するものでございます。

それでは、資料の新旧対照表によりご説明を申し上げます。A4判横のものでございます。

見方といたしましては、左側が現行、右側が改正案となっております。

1ページから2ページにかけて、第33条に在校等時間の上限について定めてございます。第1項では、校長は教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間以外を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものと規定してございます。

次のページをおめくりください。

上限の範囲につきましては、第1号で1カ月について45時間、同項第2号で1年について360時間と定めてございます。

第2項では、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的または突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、第1項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切

な管理を行うものと規定してございます。

上限の範囲につきましては、第1号で1カ月について100時間未満、第2号で1年間について720時間未満としてございますが、第3号で1カ月ごとに区分した各期間の平均実数については80時間とし、第4号で、1年のうち1カ月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数の上限を6カ月と規定してございます。

また、第3項では、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定めると規定してございます。

なお、第34条以降につきましては、第33条を追加したことから、条を繰り下げ、整理してございます。

3ページをご覧ください。

こちらでは、附則の一部を改正してありまして、施行期日の見出しを追加し、第1項としております。

4ページをご覧ください。

附則の第2項で、令和2年度夏季休業日の特例といたしまして、令和2年度における夏季休業日を第3条第5号の規定にかかわらず、令和2年8月8日から8月23日までと規定し、追加してございます。

この夏季休業日、第3条第5号というものは、7月21日から8月28日までを夏季休業日と定めておりますが、今年度に限り8月8日から23日までということで規定し、追加をしてございます。

改正後の学校管理規則の一部を改正する規則の施行日につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休校による授業時間数を確保するため、附則につきましては公布の日から施行し、第33条の在校等時間の上限から繰上げを行いました第45条までの規定につきましては、令和2年4月1日から遡及し適用いたします。

報告第18号の説明は以上でございます。

○教育長（海老澤 勤君） 説明が終わりました。

ご意見、ご質問などございますか。

○委員（佐藤忠信君） 第33条が新たに追加されたということですが、第32条の2とすれば、以下の条を全部変える必要がないのではないかなと思ったのですが、どうなのでしょう。

○学校教育課長（青木正道君） 第32条は宿直及び日直という項目なので、時間外に関し第32条の2とすることが適切かどうかというのは、検討はしたのですが、新たに勤務時間数の上限ということで条を追加し、条を繰り下げたほうが見やすいのではないかなということで、このような改正の形を取らせていただきました。

○委員（佐藤忠信君） 分かりました。もう一つ、規則の第33条に、特別措置法第2条に規定するとあるのですが、第2条第2項に規定する教育職員なのかなと思ったので、第2条1項が「義務教育諸学校等とは」、第2項が「教育職員とは」と定義されておりますので、

第2条第2項のほうが適切かなと思いました。

○教育長（海老澤 勤君） その辺いかがでしょうか。

○学校教育課長（青木正道君） 総務課の法制担当にも確認はしていただいております。また、県からの通知にも法第2条に規定するとありますので、この改正文でお願いをいたします。

○委員（石井 豊君） 今回、規則に在校等時間を規定しますが、実情として、把握できる範囲で結構ですが、町内の学校の状況をもし分かれば、指導室長のからお答えいただきたいのですが。

○指導室長（池田 恭君） 教職員の在校時間は、学校によって様々な格差があるとは思いますが、それほど時間がオーバーしているということはありません。ただ、中学校は部活動の指導でかなり増えている部分があります。ただ、今年度から指紋認証での退勤時間の確認をして、8月からきちっと調査をしていこうということになっております。この時間がオーバーしているならば、その課題を解決できるようにしながらしていこうということで、本日校長会でも確認をしております。

小学校のほうは、定時よりちょっと遅いぐらいの時間に先生方は帰られているという話を小学校からは聞いております。ただ、中学校のほうに関しては、やはりなかなか難しいというのが現状です。

○委員（石井 豊君） ほかの市町村の学校ですが、聞いた話によると、ちょっと荒れた学校ですと、先生が朝早く来て、学校見回り、退勤前、夜回りじゃないですけども、そういう部分も含めすごい激務になり、かなりの時間を要するという話も以前聞いたことあるので、できるだけ一人の方ばかりに集中しないよう、もしそういったことがあった場合には、学校内でうまく分散して、新たに付け加えた時間内にできるよう校長の裁量になってくるかと思いますが、その辺のところを的確に指導室長から指導していただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○学校教育課長（青木正道君） 今、石井委員おっしゃったようなことに付随してですが、昨年度学校休業日でも役場、教育委員会は勤務日でしたので、もちろん警備会社は入っているのですが、学校教育課の職員で4校の校内巡視をするなど対応はさせていただいています。

また、去年、ゴールデンウイークのときだったと思いますが、そのときも2日置きに学校教育課の職員と今年の指導室長が学校を巡回して、異常はないか、学校と連携をしてその辺は動いております。

○委員（石井 豊君） 逆に教育委員会の職員のほうが負担になってしまいますので、その辺はバランスよく学校との連携をお願いいたします。

○教育長（海老澤 勤君） そのほかいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） ないようですので、報告第18号 利根町立学校管理規則の一

部を改正する規則の専決処分については、原案のとおり承認いたします。

○教育長（海老澤 勤君） 続きまして、報告第 19 号 利根町就学ランドセル支給事業実施要綱の一部を改正する告示の専決処分についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

○学校教育課長（青木正道君） 報告第 19 号 利根町就学ランドセル支給事業実施要綱の一部を改正する告示の専決処分について、利根町教育委員会事務専決規程第 2 条第 1 項ただし書の規定により、別紙のとおり専決したので、同条第 2 項の規定により報告し、承認を求めらるるものでございます。

1 ページおめくりください。

先月の教育委員会で説明させていただきましたが、同一の所得制限を設けている就学援助支給事務の所得基準の見直しに伴い、利根町就学ランドセル支給事業実施要綱につきましても同一の基準とするため、専決処分したものでございます。

それでは、横判の新旧対照表を確認いただきたいと思います。

左側が現行、右側が改正案となっております。

今回の主な変更点でございますが、現行では支給対象者を当該年度の市町村民税所得割の非課税の者としておりましたが、令和 2 年 6 月 25 日に利根町就学援助事務取扱要綱を制定させていただいたことから、利根町就学ランドセル支給事業要綱第 3 条の支給対象者につきまして、利根町就学援助事務取扱要綱に規定する対象者と同一の基準とするため、第 1 号、第 2 号を追加し、改正するものでございます。

昨年のランドセルの申請者数が 13 名、そのうち該当された方が 6 名、今年は 17 名申請されて該当者が 12 名、そのうち 2 名の方がこの新しい所得要件によって該当されました。昨年までですと 10 名だったものが、今回変えることによって 12 名まで、2 名の方が増えたというのが今年の現状でございます。

報告第 19 号の説明は以上でございます。

○教育長（海老澤 勤君） 説明が終わりました。

ご意見、ご質問などございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） ないようですので、報告第 19 号 利根町就学ランドセル支給事業実施要綱の一部を改正する告示の専決処分については、原案のとおり承認いたします。

○教育長（海老澤 勤君） 続きまして、報告第 20 号 指定学校変更の専決処分についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

（「非公開」により省略）

○教育長（海老澤 勤君） 報告第 20 号 指定学校変更の専決処分については、原案のとおり承認いたしました。

○教育長（海老澤 勤君） 続きまして、報告第 21 号 利根町英語検定料補助金交付要綱の制定についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

○指導室長（池田 恭君） 報告第 21 号 利根町英語検定料補助金交付要綱の制定についてご説明をいたします。

提案理由として、町内中学生の英語力及び学習意欲の向上を目的として、実用英語技能検定（英検）を受検した生徒の保護者に対して検定料を補助いたします。本事業については、令和 2 年 6 月 22 日付で制定しましたので、ご報告いたします。

1 枚おめくりください。

対象となる生徒は、第 2 条 2 項、ア、利根町立中学校に在籍する生徒、イ、利根町立中学校以外の中学校に在籍する生徒で町内に住所を有する者、その他義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中等部の生徒が該当いたします。

補助金の額は、第 4 条になります。受検した検定料の 2 分の 1 の額といたします。もし生徒が複数の級を受検した場合は、最も検定料が高い級の検定料の 2 分の 1 の額となります。また、補助金の交付は、同一年度内における同一生徒に対して 1 回限りとさせていただきます。

なお、今後の流れとしましては、町のホームページに掲載したり、利根中学校全生徒へ案内を配布したりして周知し、8 月より申請の受付を始める予定になっております。

報告第 21 号の説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○教育長（海老澤 勤君） 説明が終わりました。

ご意見、ご質問などございますか。

○委員（長岡純子君） これは収入に関係なく、誰でも申請すればできるわけですね。検定料はいくらになりますか。

○指導室長（池田 恭君） 町内に在籍する中学生ということで、全員該当になります。

○学校教育課長（青木正道君） 検定料の金額ですが、準 2 級が 5,900 円、3 級が 4,900 円、4 級が 3,600 円、5 級が 3,000 円ということで、これの 2 分の 1 までの補助金という形になります。一番高いのは準 2 級の 5,900 円で、先ほど室長から説明があったとおり、もし 1 年間のうち 5 級を受けてまた次の級を受けてというときは、高いほうの金額の 2 分の 1 の補助ということになります。

○委員（佐藤忠信君） これは中学生を対象ということですが、今、小学校まで英語がどんどん低年齢化していて、検定ジュニアというのがあって、小学生でも受けられるものがありますが、そういうのは特に視野には入れてないということですか。

○指導室長（池田 恭君） 今年度スタートということになりますので、まずは中学生からスタートしまして、利根町はそのほかにも小学校英語に力を入れておりまして、1, 2 年生から英語の授業をスタートさせているというところもありますので、今後、効果があるということが確認できていけば、小学校のほうまで広げていくということも視野に入れていきたいと考えております。

○教育長（海老澤 勤君） そのほかいかがですか。
よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） では、報告第 21 号 利根町英語検定料補助金交付要綱の制定については、原案のとおり承認いたします。

○教育長（海老澤 勤君） 続きまして、報告第 22 号 利根町教育委員会後援名義の使用承認（令和 2 年 6 月分）についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

○学校教育課長（青木正道君） 利根町教育委員会後援名義の使用承認、6 月分につきましてご説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 3 項及び利根町教育委員会事務委任規則第 4 条第 2 項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

1 ページをお開きいただきたいと思います。

右側の別紙をご覧ください。

申請団体名が、チャレンジいばらき県民運動でございます。事業の名称、内容といたしましては、第 48 回花と緑の環境美化コンクールを令和 2 年 6 月 9 日（火）から令和 3 年 3 月 31 日まで開催いたします。

別紙報告書の開催日につきましては、県の申請が承認の日から令和 3 年 3 月 31 日までとなつてございましたので、報告書には承認の日からということで記載をさせていただいております。

内容につきましては、花いっぱい運動ですばらしい成果を上げている地域、団体、学校を表彰し、地域住民及び児童生徒の環境美化に対する関心、意欲を高め、花いっぱい運動が地域や団体に根差した運動となるよう推進することを目的としております。

報告第 22 号の説明は以上でございます。

○教育長（海老澤 勤君） 説明が終わりました。

ご意見、ご質問などございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） では、報告第 22 号 利根町教育委員会後援名義の使用承認（令和 2 年 6 月分）については、原案のとおり承認いたします。

○教育長（海老澤 勤君） 続きまして、日程第 2、議案第 33 号 利根町図書館管理運営規則の一部改正についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

○生涯学習課長（久保田政美君） それでは、議案第 33 号 利根町図書館管理運営規則の一部改正でございます。

提案理由といたしましては、利用者の利便性と住民サービスの向上を図るため、現下の休館日のうち、土曜日等の祝日並びに振替休館日を開館するに当たり、休館日の規定を改正する必要があるために提案するものでございます。

それでは、新旧対照表を基に説明をさせていただきます。

休館日の第 13 条第 2 号の変更でございます。現行では、「国民の祝日に関する法律に規定する休日。ただし、休日が月曜日に当たるときはその翌日。」となっておりますが、改正案といたしまして、「国民の祝日に関する法律第 2 条に規定する国民の祝日。ただし、その日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その日を除く。」ということに変更するものでございます。

現在、図書館の休館日の取扱いにつきましては、改正案と同様の対応をしております。例えば土曜日、日曜日と祝日が重なった場合、利用者の利便性の向上として開館をしている状況でございます。また、本来であれば祝日のところ、その開館のときに出勤した職員につきましては、改めて振替日ということで、調整して休みとしております。

乃武運用で対応していましたが、町民サービスの向上ということで、今回、規則の改正を行うものでございます。

説明につきましては以上です。

○教育長（海老澤 勤君） 議案第 33 号の改正案につきましては、現在、町民サービスの向上ということで既に運用されているという説明がありました。

ご意見、ご質問などございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） ないようですので、議案第 33 号 利根町図書館管理運営規則の一部改正については、原案のとおり承認いたします。

○教育長（海老澤 勤君） 続きまして、議案の審議に入ります前に、議案第 34 号 令和 3 年度使用小学校教科用図書の採択（継続採択）についてから議案第 37 号 令和 3 年度使用中学校特別支援学級（知的障害）教科用図書の採択については、教科書関係の議案ですので一括審議としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） 異議なしとのことですので、議案第 34 号から議案第 37 号までを一括審議とさせていただきます。

それでは、指導室長に説明を求めます。

(「非公開」により省略)

○教育長(海老澤 勤君) では、議案第34号 令和3年度使用小学校教科用図書の採択(継続採択)についてから議案第37号 令和3年度使用中学校特別支援学級(知的障害)教科用図書の採択についてまでは、原案のとおり承認いたします。

○教育長(海老澤 勤君) 続きまして、日程第3、その他、何かございますか。

○委員(武谷昭子君) ちょっとお尋ねしたいのですが、せんだって小学校の統合説明会がございましたね。私は文小学校に参りまして、そのとき父兄のご意見を聞かせていただきました。出席者が少ないのにちょっとびっくりしたのですけれども、ほかの会場はどのような様子でどのようなご意見が出たのかお聞きしたいのですが、短くて結構ですからお願いします。

○学校教育課長補佐(宮本正裕君) この間はどうもお疲れさまでした。最初の説明会が文小学校で、そのときは19人の参加がありました。その日の午後は布川小学校で、13人。日にちが変わりまして7月12日の文間小学校で、25人。最後に文化センターで10何人でした。

ただ、通知に関しましては、全地区に対しまして回覧で配布し、各小学校3校にも通知を依頼しまして、それと、管内の保育園、幼稚園、5施設にも文書でお願いしましてご案内はしたところです。そのような中での数字でしたので、ある程度統合等について皆さんご承知されているのかなと思っておりました。

○委員(武谷昭子君) 特別、統合に対する反対意見のような意見はなかったんですか。布川小学校ありきみたいな言い方で、ちょっと面白くなく思っていたらっしゃる方もいらっしゃいましたのよね。半分決まっちゃったようにお受け取りになっっている。

○学校教育課長補佐(宮本正裕君) ただ、町としては、調査検討委員会をはじめ、その後のアンケート、パブリックコメントをした中で基本方針策定しましたので、その策定の中で布川小学校に統合を目指すということで示していますので、町としては布川小学校統合を目指しているということになります。

○委員(武谷昭子君) そうしますと、この説明会はこれで終わりですか。

○教育長(海老澤 勤君) 2日間にわたって4カ所で意見交換会を実施して、計74名の参加がありました。基本方針というのは、三つあったと思います。一つ目が令和5年4月に3校を統合する、二つ目が場所は今の布川小学校に統合を目指す、三つ目が保護者や地域の方々の意見を伺いながら統合は進めていきます、この三つの具体的な説明を、4カ所において説明をしたわけです。

その後、これから結成されます統合準備委員会、ここにはPTAの役員、教職員の代表、地

区の代表者、もちろん事務局として教育委員会が入りますけれども、具体的なご意見はそこ
で出るのかと思います。スクールバスをどうするかとか、学校の改修工事はどうするか、そ
ういったところです。

○委員（武谷昭子君） ありがとうございます。

○教育長（海老澤 勤君） そのほかございますか。

○学校教育課長（青木正道君） それでは、私のほうから3点ほどです。まず1点目が、町
の役場内に利根町都市計画審議会という委員がございます。町教育委員会教育長宛てに、教
育委員さんから推薦をしてくださいたいということで、現在、佐藤委員に委員さんをやっていた
だいているところなのですが、今年の8月末で任期が切れるということで、今年の9月1日
から令和4年8月31までの2年間の新しい委員を推薦してくれという通知が町長より参り
ました。

そこで、現在、佐藤委員やっただいてはいるのですが、もしお願いできれば、また佐藤
委員にお引き受けしていただくというような形でよろしいでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○学校教育課長（青木正道君） では、任期は令和2年9月1日から令和4年8月31日ま
でということで推薦書が上がっていますので、推薦させていただきます。よろしくお願いま
す。

あと、もう2点です。昨年度からずっと話しておりました小学校の帰りの見守りの放送で
すが、昨年度できなかった布川小学校、直井校長先生にお願いしまして、4年生の男の子3
人、女の子3人、3組に録音していただきました。7月21日から流させていたでいて
いうことで、来年、再来年は文小学校、文間小学校、どっちが先になるか分かりませんが、
各小学校を順番でお願いをしていきます。

最後になりますが、本日、本来であれば、歓送迎会ということで皆さん予定していただ
いたところですが、コロナの現状を踏まえ、歓送迎会は控えるべきだろうということで中止と
させていただきましたので、ご理解いただければと思います。よろしくお願いま
す。

○教育長（海老澤 勤君） そのほかいかがですか。

○生涯学習課長（久保田政美君） それでは、私のほうから1点ご報告がございます。文化
祭の中止ということでございます。例年、文化センターで11月に開催しております文化祭
につきましては、今回、コロナ感染予防の観点から中止ということで、文化協会の理事会の
ほうで決定しましたので、ご報告をいたします。

今後、町のホームページ、広報紙等で一般町民の方に幅広くお知らせするような状況で
ございます。以上でございます。

○委員（石井 豊君） 併せて産業祭も中止なのですか。

○生涯学習課長（久保田政美君） 産業祭は実施するという話ですが、密にならないように、
行列ができないような形で対策を講じながらやるという話みたいですが、正式にはちよっ

と分からないですけれども、文化祭については中止とさせていただきます。

○教育長（海老澤 勤君） そのほかはどうですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） なければ、令和2年7月の教育委員会定例会を閉会といたします。

午後5時18分閉会